

委員会発案第 6 号

学校部活動の地域移行に関する国への意見書の提出について

学校部活動の地域移行に関する意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 12 月 19 日提出

由利本荘市議会議長 伊 藤 順 男 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 佐 藤 健 司

(別紙)

学校部活動の地域移行に関する意見書（案）

スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに、令和7年度を目処に段階的な地域移行を実施する内容の提言をまとめた。

スポーツ庁の有識者会議の提言後、間もなく、全国市長会は、運動部活動の地域移行に関する緊急意見を取りまとめ、多くの自治体に広がっている懸念の声に応えるよう国の責任、移行期間、部活動の教育的意義、費用負担の在り方、スポーツ団体等の整備充実、スポーツ指導者等の人材の確保、保険の在り方などに関する具体的な項目を挙げ、政府に措置を求めた。

日本の教職員の長時間労働の実態は世界的に見ても異常であり、早急な対応が求められることから、この度の地域移行は一つの選択肢としては理解できる。しかし、国はこれまで部活動を学校教育の一環である教育活動として位置づけてきた。それは、生徒の自主的な活動である部活動が、教育基本法で教育の目的として定める人格の完成において重要な取組だからである。

全国市長会の緊急意見書に賛同の意を表明すると共に、文化系部活動に関しても同様の措置を求めると同時に、下記事項について特段の措置を求めることつき、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 部活動の地域移行は、地域の実情に合わせた実施を進め、当事者である子供、教職員、保護者、関係団体等の意見を十分に聞いて実施すること。
2. 学校教育の一環である部活動を人格の完成を目標とすることと位置づけ、教職員の負担軽減につながるよう、部活動を含む教員の全ての業務を勤務時間内に収める取組も推進すること。

令和4年12月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
スポーツ庁長官 様
文化庁長官 様

秋田県由利本荘市議会議長 伊藤 順 男